

第 3 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和8年6月19日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和8年6月19日（金曜日）

午前9時59分開議

午前10時47分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

議案第15号 専決処分の報告及び承認について

議案第16号 専決処分の報告及び承認について

議案第17号 専決処分の報告及び承認について

議案第18号 専決処分の報告及び承認について

議案第19号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第2号 令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 令和7年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第6号 令和7年度熊本県下水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第7号 令和7年度熊本県下水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第15号 専決処分の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

報告第17号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①緑の流域治水の推進と球磨川流域の創造的復興について

②「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果（令和7年度）

出席委員（7人）

委員長 南部 隼 平

副委員長 前田 敬 介

委員 城下 広 作

委員 坂田 孝 志

委員 山口 裕

委員 楠本 千 秋

委員 河津 修 司

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 奥山 和 弘

総括審議員

兼河川港湾局長 西田 将 人

総括審議員

兼政策審議監 椎場 泰 三

道路都市局長 大和 勇 紀

建築住宅局長 折田 義 浩

監理課長 清塘 文 夫

用地対策課長 安倍 千佳子

首席審議員

兼土木技術管理課長 工藤 康 隆

道路整備課長 塚本 貴 光

道路保全課長 橋口 英 介

都市計画課長 坂口 誠

下水環境課長 最上 有 希

河川課長 福田 恭 久

港湾課長 平 山 幸 司
砂防課長 星 出 和 裕
建築課長 今 福 裕 一
営繕課長 上 野 美恵子
住宅課長 佐 澤 毅

事務局職員出席者

議事課主幹 岡 部 康 夫
政務調査課参事 日 高 由樹子

午前9時59分開議

○南部隼平委員長 ただいまから第3回建設常任委員会を開会いたします。

それでは、付託議案等の審査を行います
が、質疑については、執行部の説明を求めた
後に、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め
るために、着座のまま簡潔にお願いします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続い
て、担当課長から資料に従い順次説明をお願
いします。

○奥山土木部長 それでは、今定例会に提出
しております議案等の説明に先立ち、最近の
土木部行政の動向について御報告いたしま
す。

まず、中東情勢の緊迫化に伴う県内産業へ
の影響についてです。

公共工事における資材調達の不安定化や価
格高騰への懸念の声も伺っております。

このような中、県では、5月29日に中東情
勢に伴う原油関連物資高騰等対策本部を立ち
上げ、現場の状況把握に努めております。

引き続き、国の動向を注視しながら、関係
団体との意見交換を通じて、状況を的確に把
握し、適時適切に対応してまいります。

次に、令和7年8月豪雨についてです。

被災した公共土木施設のうち、県管理施設
655か所は、県民の安全、安心の確保を最優
先に復旧作業を進め、昨年度末時点で約16%

の107か所で工事契約を締結したところで
す。

また、井芹川ほか113河川におきまして
は、出水期に向け、令和8年5月末までに約
37万立方メートルの堆積土砂を撤去するな
ど、着実に取り組んでおります。

このほか、熊本県を含む九州北部地域は、
平年どおり6月4日に梅雨入りとなりました
が、災害発生時の応急対策や逃げ遅れゼロに
向けたソフト対策に加え、5月29日に施行さ
れた水防法の一部改正に伴う氾濫等の通報制
度の暫定的な運用を行うなど、国や関係市町
村と連携を図りながら、今後の出水期に備
え、県民の安全、安心の確保にしっかりと
取り組んでまいります。

次に、熊本都市圏交通についてです。

セミコンテクノパーク周辺を含む熊本都市
圏の渋滞対策につきましては、5月22日に今
年度第1回目の熊本県渋滞解消推進本部会議
を開催し、県道大津植木線辻久保工区や県道
熊本高森線4車線化といった道路ネットワ
ークの整備効果や交差点改良等の着実な進捗等
を確認するなど、全庁一丸となって取り組ん
でおります。

今後も、熊本市を含む周辺自治体や民間企
業とも連携し、都市圏全体で渋滞解消に向け
た取組を進めてまいります。

また、熊本都市圏3連絡道路につきましては、
今月7日に熊本都市圏3連絡道路建設促
進協議会の総会を開催し、関係者一丸となっ
て早期実現に向けて取り組むことを改めて確
認しました。合理的かつ実現可能な複数のル
ート帯案を今年度中に提示できるよう、多角
的な視点から技術的な検討を着実に進めてい
ます。

引き続き、本道路の早期実現に向け、国の
協力をいただきながら、熊本市と連携し取り
組んでまいります。

それでは、今定例会に提出しております土
木部関係の議案等について御説明いたしま

す。

今回提出しております議案は、補正予算関係議案1件、条例等関係議案5件、報告関係9件でございます。

今回の補正予算につきましては、道路事業などの国庫補助の増額に伴う経費及び災害関連事業に係る経費58億8,200万円余の増額補正をお願いしております。

条例等議案につきましては、専決処分の報告・承認案件5件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、繰越関係6件、専決処分の報告3件を御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、緑の流域治水の推進と球磨川流域の創造的復興についてなど2件を御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願います。

今後とも、災害からの復旧、復興、国土強靱化をはじめ、県内各地域における社会基盤の整備、保全を着実に推進してまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○南部隼平委員長 引き続き、関係課長から順次説明をお願いします。

○清塘監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして、建設常任委員会説明資料とその他報告事項2件を御用意させていただいております。

それでは、委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

令和8年度6月補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、国庫の内示に伴う道路事業などの事業費増に係る予算と災害関連事

業に係る予算を計上させていただいております。

1ページの上の表の2段目、今回補正額と書いてあるところでございますけれども、表真ん中あたりの一般会計のうち、投資的経費が58億8,200万円余となります。

各課別の内訳につきましては、下の表のとおりでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

6月補正予算総括表となります。

一般会計及び特別会計ごとに、各課の補正額とその財源内訳を記載しております。

今回の補正額の財源内訳は、表の右側でございますが、その一番下の段、国の支出金が27億3,300万円余、地方債が24億1,300万円、その他が3億500万円余、一般財源が4億3,000万円余となっております。

以上が土木部の6月補正予算の状況でございます。

監理課からは以上です。

○塚本道路整備課長 道路整備課でございます。

3ページをお願いします。

上から2段目の地域道路改築費でございますが、29億1,900万円余の増額補正を計上しております。

これは、国庫内示に伴う増額で、国道分として、国道389号ほか19か所及び県道分として、県道新八代停車場線ほか100か所の整備を行うものです。

次に、3段目の道路施設保全改築費の橋梁補修分でございますが、5億7,300万円余の増額補正を計上しております。

これは、国庫内示に伴う増額で、国道266号新神代橋ほか33か所及び県道金山櫟野線岩本橋ほか47か所の補修等を行うものです。

道路整備課は以上です。

○橋口道路保全課長 道路保全課でございます。

4ページをお願いします。

2段目の道路施設保全改築費でございますが、4億800万円余の増額補正を計上しております。

これは、国庫内示に伴う増額で、国道324号ほか133か所において、自転車通行空間等の整備や道路防災施設、交通安全施設等の整備を行うものです。

道路保全課は以上です。

○坂口都市計画課長 都市計画課でございます。

5ページをお願いいたします。

2段目の街路整備事業費でございますが、8億5,600万円余の増額補正を計上しております。

これは、国庫内示に伴う増額で、都市計画道路南部幹線の道路改良及び軟弱地盤対策工事を実施し、事業の進捗を図るものです。

4段目の都市公園整備事業費でございますが、200万円の増額補正を計上しております。

これは、国庫内示に伴う増額で、鞠智城の知名度向上を図るため、さきもりころう隊を活用した広報宣伝を行うものです。

都市計画課は以上です。

○平山港湾課長 港湾課でございます。

6ページをお願いします。

2段目の海岸高潮対策事業費でございますが、2,700万円余の増額補正を計上しております。

これは、国庫内示に伴う増額で、本渡港海岸において、海岸保全施設の防災機能を確保するために改修等を行うものです。

3段目の港湾補修事業費でございますが、10億2,600万円余の増額補正を計上しております。

これは、国庫内示に伴う増額で、熊本港ほか7か所における港湾施設の改良や補修等を行うものです。

港湾課は以上です。

○星出砂防課長 砂防課でございます。

7ページをお願いします。

2段目の災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、6,900万円余の増額補正を計上しております。

これは、令和7年度に採択を受けた災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に係る令和8年度分の事業費で、上天草市の井川の下地区ほか12か所において、令和7年8月豪雨による崖崩れで被災した箇所の施設整備を行う市町に対して助成する経費でございます。

砂防課は以上です。

○清塘監理課長 監理課でございます。

9ページをお願いいたします。

議案第15号、専決処分の報告及び承認についてです。

内容につきましては、10ページの概要により御説明させていただきます。

令和7年12月22日に熊本市北区植木で発生したこの事故につきましては、相手方との示談交渉により、県の過失割合100%で合意いたしまして、県の損害額が747万3,968円となっております。

事故の状況でございますが、県北広域本部土木部職員が運転する公用車が、中央線のある片道1車線道路の緩やかな左カーブにおいて、そのまま直進し、対向車線にはみ出して、相手車両に正面衝突したものです。

監理課は以上です。

○橋口道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵等に関する専決処分の報告及び承認については、11ページの第16号議案

から14ページの第19号議案までの4件でございます。

議案の説明につきましては、15ページの概要の一覧表にて説明いたします。

まずは、議案番号16号です。

本件は、令和7年2月13日午前9時30分頃、上益城郡山都町馬見原において、被害者が、一般国道218号を宮崎県方面から上益城郡山都町方面に向けて、軽四輪乗用自動車で行進中、進路前方の自転車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷するとともに、運転手及び同乗者それぞれが頸椎捻挫等の障害を負ったものです。

被害者には、前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、損害額の4割に当たる10万2,298円を賠償しております。

次に、議案番号17号です。

本件は、令和7年5月9日午前10時50分頃、菊池郡大津町室において、被害者が、一般国道325号を菊池郡大津町方面から上益城郡益城町方面に向けて、普通乗用自動車で行進中、進路左側の竹林から道路上に倒れていた竹に衝突し、左前フェンダー等を破損したものです。

被害者には、前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、損害額の4割に当たる5万2,444円を賠償しております。

次に、議案番号18号です。

本件は、令和7年12月10日午前7時40分頃、宇城市松橋町松橋地内の路外施設に進入するため、被害者が、一般国道266号を普通乗用自動車で行進中、歩道のすりつけ部の盛り上がり部に衝突し、前部バンパーを損傷したものです。

本事件現場の歩道部の盛り上がり部分の状況から、被害者が事故を回避することは困難であるとして、損害額全額6万1,754円を賠償しております。

最後に、議案番号19号です。

本件は、令和8年2月17日午後7時30分

頃、球磨郡錦町大字木上西において、被害者が、一般県道覚井一武線の球磨大橋の仮橋上を球磨郡錦町木上西方面から同町一武方面に向けて、普通自転車で進行中、仮橋上に敷き詰められた鋼板の隙間に落輪し、前輪等を破損したものです。

被害者に通行区分違反の過失があったことから、過去の事例を参考に、損害額の9割に当たる3万5,937円を賠償しております。

今後も、パトロールを徹底するとともに、市町村とも連携しながら、道路異常通報制度、シャープ9910の周知を図り、道路管理瑕疵事故の未然防止に努めてまいります。

道路保全課は以上です。

○清塘監理課長 監理課でございます。

17ページをお願いいたします。

令和7年度繰越計算書の総括表でございます。

まず、1、繰越明許費でございますが、一般会計と特別会計の3件、合計で4件の報告となります。

(1)一般会計の翌年度繰越額は、11の課の合計で1,000億6,060万円余、(2)港湾整備事業特別会計の翌年度繰越額が9億4,256万円余、(3)臨海工業用地造成事業特別会計の翌年度繰越額が11億1,001万円余、(4)の下水道事業会計の翌年度繰越額が32億9,442万円余、4つの会計を合わせた翌年度繰越額は、1,054億761万円余でございます。

昨年度の明許繰越額が896億円でございますので、それと比較しますと、熊本地震、令和2年7月豪雨の繰越額は減少したものの、令和7年8月豪雨や半導体産業の集積に係る地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の増により、昨年度に比べ増額となっております。

各課別の繰越しの詳細につきましては、19ページから37ページに記載させていただいております。

続きまして、18ページの2、事故繰越でございます。

一般会計と特別会計の1件、合計で2件の報告となります。

まず、(1)一般会計の翌年度繰越額は、5つの課の合計で99億1,259万円余、(2)下水道事業会計の翌年度繰越額は11億2,829万円余、2つの会計を合わせた翌年度繰越額は、110億4,088万円余となっております。

これは、熊本地震や令和2年7月豪雨災害事業が着実に進展しているもので、昨年度の事故繰越額の113億円と比較すると、3億円の減額となっております。

なお、各課別の繰越しの詳細につきましては、39ページから45ページにかけて記載しております。

繰越事業につきましては、今年度もしっかりと進捗を行い、土木部全体で計画的な執行に取り組んでまいります。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、47ページをお願いいたします。

47ページが、職員に係る交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の御報告となります。

47ページの報告第15号、48ページの報告第16号の2件でございます。

内容につきましては、おめくりいただきまして、49ページの概要により御説明いたします。

1、令和7年8月14日に阿蘇市内で発生しました事故におきましては、相手方との示談交渉により、県の過失割合100%で合意し、県の損害賠償額が240万1,539円となっております。

事故の状況は、阿蘇地域振興局土木部職員が、阿蘇市内の国道57号を走行中に、右折待ちのために前方に停止していた相手車両に後方から追突したものとなっております。

続きまして、2の令和8年1月29日に益城

町内で発生しましたこの事故におきましては、相手方との示談交渉により、県の過失割合100%で合意し、県の損害賠償額が40万5,175円となっております。

事故の状況は、益城復興事務所の土木部職員が、県管理地に駐車していた車両をバックして切り替えようとしたところ、後方に駐車してあった相手車両に追突したものです。

職員の交通事故防止、交通違反等の防止につきましては、引き続き徹底を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、51ページをお願いいたします。

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告です。

この契約案件は、令和6年9月定例会により議決いただいたものです。

内容につきましては、52ページの概要により御説明します。

工事名が新山原水線活力創出基盤交付金上部工工事で、工事内容が橋梁上部工です。工事場所が菊池郡菊陽町原水地内。請負契約締結日が令和6年10月4日。請負業者がカナデビア株式会社九州支社。契約工期が令和8年8月31日までとなっております。変更の契約金額ですけれども、6億1,996万円を6億3,784万2,366円に変更するもので、1,788万2,366円の増額となっております。金額の変更理由ですけれども、資材価格の変動に伴う増額となっております。

監理課からは以上です。

○南部隼平委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課、事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座の

ままで説明してください。

質疑はありませんか。

○城下広作委員 5ページの件でちょっと確認します。

鞠智城のPR事業ということで、これは、前々からずっと国指定を目指したりとかいろいろやってきているんですけども、最近、あんまりそういう事業で、前は国なんかにもよく積極的に要望活動をしたんですけども、これの最近の状況と、ここに来る来客の数というのは、大体どういう状況なんですか。

○坂口都市計画課長 都市計画課でございます。

委員の御質問のございました鞠智城の今のPR活動関係ですけれども、現在、特に鞠智城の知名度向上等を目的としまして、このさきもりころう隊等を活用しながら、PR活動等を行っております。現在、鞠智城には、毎年約10万人の方に来場をしていただいている状況でございます。過去2年で1万4,000人ぐらい増加しております。これも知名度向上に向けたこのPR活動が非常に貢献しているところでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 例えば、国指定の分の運動というのは、これはどうなんですか。今活発にやっているのかどうか、ちょっと確認。

○坂口都市計画課長 あと、知名度向上なんかは、これは歴史的価値を向上させるということを目的に、教育庁とも連携しながら今シンポジウム等を行っております。例えば、この令和5年度のシンポジウムには、特に審査のハードルの高い文化庁の後援の名義を初めて取得するなど、国のほうにおいても大分

認知をしていただいておりますという形で、これまでの地道な活動が一步進んでいるという形に考えております。

以上でございます。

○城下広作委員 最近、令和5年で、その後がやってないということで、だんだんトーンが下がってきている雰囲気だもんな。この辺のことを、本気度とか、どこまで頑張るか、いやいや、ある程度やっても限界があったらどうだこうだとか、その辺のことを、しっかり目標、ゴールはどこだと、もう譲らなくて、ちゃんと国指定だとか、そこまでやる気なら、ある程度毎年いろんな形で、シンポジウムなんか、結構東京と熊本でやられてたんですよ、ずっと。その辺がどうなのかなということが、ちょっと気になりましたので、今後、しっかりまた頑張っていただきたいというふうに思います。

もう一ついいですか、別で。すみません。

次、15ページ、ちょっと確認させてください。

15ページの例の事故の部分なんですけれども、17番の部分ですね。

倒竹と。この竹が倒れて、そして、それに車が当たって、県が賠償する。しかし、もともと竹が植わつるところは、これは民地の竹だと思うんだけど、その事実関係をちょっと確認させてください。

○橋口道路保全課長 竹は、確かに民地から倒れてきたものですが、路上にもう倒れたままあったもので、道路の管理瑕疵、危険性ということがあるため、管理瑕疵事故として取り扱っております。

○城下広作委員 今まで、これはずっとずっとそういう形の説明だったんですね。ただ、いわゆる民地の方の管理があまりにも行き届かなくて、それがどんどん道路に倒

れて、そのたんびに県道だったら県の責任となると、所有者責任については何もいつも問わないで、管理はめちゃくちゃしとっても構わぬというような形の分になるから、本当は、道路の際にあるような形で、大木とか竹林なんかも、よく今からばんばんばん倒れるわけですね。そのたんびに県が補償してたら大変だから、本当は、所有者に管理をある程度しっかりしてくださいということを徹底しないと、これはずっと永遠にこういう補償していかにかいぬという矛盾があるから、特に、今はだんだんだんだん竹が伸びて、もう道路を完全にこう——しているけど、もうそろそろ倒れるなというときに、本人には一切言わずに、結果的に道路に倒れてたら県の責任と。

これは、町道も含めてちょっと不合理な部分もあるから、所有者の意識というのもしっかり訴えていかないと、これはなかなか難しい。だけど、所有者もなかなか自分で身銭で管理するということもないという。これはちょっと永遠の課題になるかもしれませんけれども、この辺の自覚はしっかり持ちながら、また、事前に倒れると相手に声かけて、ちょっと管理をお願いします、所有者責任もあるんですよみたいな形で言うことは大事じゃないかというふうに思います。余計に今から木が繁茂して、台風が来るとばんばんばん倒れますので、この辺のことはよく考えていただきたいというふうに思います。それは要望しておきます。

続いて、その18番の分で確認します。

これは、歩道のすりつけ部が盛り上がって事故を起こして、県が10割賠償したんですけれども、ということは、これは歩道のすりつけの構造が悪いから、補償を全部、全額見ましたと。そうすると、ここの歩道のすりつけ部が盛り上がって、工事が悪かったから、こういう状態になっているから補償するんでしようけれども、ここの場所は、現状はどうに

かすりつけを改良するようなことはしたんでしょうか。

○橋口道路保全課長 民間が占用で歩道を切り下げたものでして、歩道を切り下げた時点で、私たち県のほうで審査をして、これで大丈夫ということで許可を出してたんですけれども、こういう事故があって、すぐすりつけのところを修正しまして、もう当たらないように今修正は終わっております。

○城下広作委員 分かりました。

そうやって、すぐ修正をしないと、同じことが起こって、そのたんびにずっと、こちらが許可を出したほうだから責任を問うとなると、ばからしいですもんね。この辺はしっかり対応していただきたいと思います。よろしく。

以上です。

○南部隼平委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

○坂田孝志委員 事故で聞いていいですか。

10ページの事故は、どうだったんですか、センターラインは。脇見してたの、何か居眠りしてたの。何かそういう、センターラインを割ったと書いてあるけどね、その直接的な原因は書いてなかろうもん。

○清塘監理課長 基本的に、いわゆる考え事とか、ちょっと疲れもあって、緩慢な運転をしてて、その緩やかなカーブをそのまま真っすぐ突っ切ってしまって、相手の車両に正面衝突したというものでございます。

○坂田孝志委員 そうね。そして、トラックだから大けがしたんだらう。大丈夫だったのか。

○清塘監理課長 幸いなことに軽傷で済んでおりまして、それはよかったところでございますけれども、本人も軽症で、相手方はどうもなってないという状況でございます。

○坂田孝志委員 49ページの後ろから追突ですたい。これはよそ見とったかい。

○清塘監理課長 これは時期を見ていただくと分かりますが、お盆の時期で、いつもよりもちょっとにぎわってたり、いつもの状況と店もちょっと違ったところもあって、少し前方不注意なところもあった運転だったと聞いております。

○坂田孝志委員 なんて、分からぬ。よそ見とったつな。脇見運転。

○清塘監理課長 脇見というか、あちこちを見ながら運転してて、ちょっと……。

○坂田孝志委員 そういうのを脇見と言うとじゃなかか。

まあそうね、けがが大きくなかったから幸いだけれども、これからも、暑くなるし、眠たくもなるし、やっぱりそこは、それぞれみんなが、私たちもだけどね、気をつけぬとです。損害額も大きいでしょう。何百万てな。気をつけてください。

事故繰りですが、事故繰りの説明がなかったですね。金額はあったけれども。どうして事故繰りになったのか。事故繰りて、2年あれを送るのが事故繰りかな……（「そうです、はい」と呼ぶ者あり）それで終わらないと、次はもうつかなくなるんでしょう。何でそうになったのか。今年はちゃんとやる見込みというかな、そういうのはどうなっているのか、そこをちょっと教えてください。

○清塘監理課長 事故繰りの理由につきまし

ては、それぞれ39ページ以降に、各課の状況を記載させていただいているところなんですけれども、各事業の説明は割愛させていただきまして、それぞれ工事の計画の変更があったりとか、そういったもので用地交渉に難をしたとか、それぞれの理由がありまして、その理由を39ページ以降に、各個別に記載させていただいております。

○坂田孝志委員 用地なんかは、新たに発生したんですか。工事にかかる前、用地は、ある程度確定してから工事にかかるものでしょう。新たに出てきたの。

○清塘監理課長 今言いました用地のところは、益城の区画整理のところでした、用地買収と工事をしながら並行してやっているものですので、まだ幾つか残っているというところで、用地買収と申したところでございます。

○坂田孝志委員 その後は、そういう補助も予算もつかなくなるということがあれば、今年の完成見通しといいますか、執行の見通しはどうなんですか、事故繰りの。いわゆる8年度中にはもう終えるということで頑張らないと、流れてしまうんでしょう。（発言する者あり）それぞれは大変だから、あんたところで、筆頭がまとめて言えよ。

○清塘監理課長 坂田委員おっしゃるとおり、これを出すと貴重な財源を失うことになりかねませんので、事故繰りがもう間違いなく今年度執行できるように、計画を立てて執行していきたいと考えております。

○坂田孝志委員 それと、その明許繰越しですたいね。これも、去年の900億弱から1,000億を超えたということでもありますから、前のときも言いましたけれども、補正もあるし、

本予算もあるし、2,400～2,500億ぐらいになりはせぬか、この8年度は。とっても大きいでしょう。

やっぱり、それでもう総力を挙げて、人員も少ない中にある苦労も多いけれども、やっぱり民間のああいコンサル業務やなんか、割とその県職員のカバーをできる分野とか、工事そのものは、もう現場は入っていけないわけですから、そんなのをいろいろ連携しながら、去年の繰越しはこれより下がったとちゃんと言えるように、ひとつ大変でしょうけれども、頑張ってください。

今年が大きな災害が起きなきゃいいんだけど、いろいろ災害は分かんないもんだから、大変でしょうけれども、皆さん方の御奮闘を期待申し上げます。

以上でございます。

○河津修司委員 さっきの事故の話が続きますけれども、その穴ぼこやらについては、シャープ117ですか、177か、で連絡するようということなんです、それをしたとしても、すぐには穴ぼこ修理には行けないじゃないですか。やっぱり何時間かかかることになると、そこで同じ事故が起きたりもするんじゃないでしょうか。対策はどうですか。

○橋口道路保全課長 シャープ9910、今ラインもありますけれども、24時間、国土交通省九州地方整備局で受けていただきまして、すぐ私たちの担当の職員に電話がかかってまいります。ただし、職員ができる範囲外のところ、先ほどおっしゃいましたようなところは、業者さんに頼まなきゃいけないっておりまして、一応その間でタイムラグはやはりどうしても出てしまうところです。

通報があつたら、すぐ業者に指示して、終わつたら、今度は九地整のほうに、シャープ9910のほうに連絡を返さなきゃいけないので、なるべくそういうタイムラグが出ないよ

うな連絡体制を取っており、早急な補修に努めているところです。

以上です。

○河津修司委員 その辺は、なるべく急いで補修をして、同じところで事故が起きないように、その辺は気をつけてやっていただきたいと思います。

○南部隼平委員長 ほかにございませんか。

○山口裕委員 すみません、4ページをお願いします。

道路施設の保全改築なんです、自転車空間整備事業ということで、鋭意取り組んでいただいておりますが、国庫支出金も2億3,000万を超えて、今までの考え方からすれば、国の考え方も大きくなってきているんじゃないかなというふうに思っております。

そういった中で、今回4億という事業をされますけれども、今後、例えば、今、矢羽根であるとか、安全に走行いただく、そんな観点で、そしてまた、車両にもしっかりと、ここをロードバイクが通りますよということを認識してもらいますけれども、一方で、安全対策、交通安全の呼びかけなんているのは、ほとんどなされていないような気がします。

実際、私の選挙区にも矢羽根はありますけれども、なかなか、自動車のほうが自転車にとって厳しい運転をなさったりとか、そしてまた、そうですね、黄色い中央線があるので、それを守ろうとすると、もう自転車と接近する、そんな状況下と思っております。

この整備は、まだまだ長く続けていかなければいけない事業だなと思ってるんですが、今後、矢羽根以外の整備について、どのように考えていらっしゃるのか、お聞かせ願えればと思います。

○橋口道路保全課長 御質問ありがとうございます

います。

一応、路側が狭いことが、自転車が通りにくく、車と近接するという一番の要因になっておりますので、一番は、植樹帯があるところをなるべく外して、路側を1メートル以上確保する、できれば1.5メートルぐらい確保したいと思っております。それが一番の安全対策かと思えます。

ただし、それができないところも当然ありますので、今、特に先に進んでいる天草なんですけれども、路肩が狭いとかトンネルがあるという注意看板を出させていただいております。こういう周知をもっと図っていききたいと思っております。

それとあと、地元では、5月は自転車月間というのがありますので、今、天草ケーブルテレビ等ではこういう活動をしていますという発表をしております。あとは、地方の広報誌、各市町村の広報誌で、その辺を少しずつ載せていただいております。

以上です。

○山口裕委員 今後の道路整備なんですけれども、改良するときには、自転車の空間もしっかり確保するようにお願いしたいと思えますし、また、多くの人が安全に通れる環境というのを、鋭意我々は希求するしかないんだと思っておりますけれども、また、その辺りの考え方もしっかり持っていて、事業を進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

○南部隼平委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

○城下広作委員 1点、すみません。

52ページの工事契約の変更なんですけれども、変更理由が資材価格の変動に伴う増額とあるじゃないですか。先ほどの繰越りの話も、いろいろ事業も多いというのはありまし

たけれども、これは、どんな事業も資材単価の急激な高騰によって問題になっているんだけれども、ここに上がっているのは1件なんです。それ以外は、そんな別に考える必要がなかったということなんですかね。ちょっとその辺の背景を。

○清塘監理課長 今おっしゃったとおり、契約した時点の契約の工事の単価、この場合は、橋梁の附属の敷設物で、例えば、鉄筋とか、そういったやつが、契約した時点の単価は、令和6年4月の単価でやってたやつが、現在の令和7年9月の単価だと値上がりしてるので、スライドして上げてるやつなんですけれども、おっしゃったとおり、今回、これで上げているのが、5億円以上の金額で議会の承認を得ているもので、5,000万円以下の増減があったものを御報告させていただいておりますので、通常のほかの工事においても、同様に、契約期間において単価が変わった場合については、その分は引き上げた形でスライドして、契約等を変更しております。

今回議会で報告すべき規模だったため、この件だけを報告させていただいているところでございます。

○城下広作委員 よく分かりました。

要は、これは、たまたま議会上がる案件はこの分だけれども、実際には、そういうのが、もろもろたくさん、少額の分というのは起こっているということで、変更でちゃんと対応しているということなんですね。了解です。分かりました。

○南部隼平委員長 ほかにございませんか。

○山口裕委員 あと1点お願いします。

先ほど、事故の件でちょっと思い浮かんだんですが、土木部で所有してらっしゃる車両、運転支援システムがついてない車両がほ

とんどなんですか。

例えば、最近では、中央線をまたぐと警告音が鳴ったりとか、バックするときはアラームが鳴ったりとかありますけれども、そういうのはない車両ということなんですかね。

○清塘監理課長 導入した時期もあるんですけども、基本的に、県の車は入札でやりますので、できるだけそういう装備があまりない形のものになっているのが現状でございますので、そういう何とかシステムとか、そういういったものは、一番簡素なものになってますので、今回の事故をした車両はどうだったかはちょっと私も把握はしてませんけれども、若干その辺は手薄い状況かとは思われます。

以上でございます。

○山口裕委員 今、常についてる感じになってきているので、安く取得しようという気持ちも分からぬでもないですが、安全も大事だなと思いますので、今回、その状況を見れば、かなりの——運転手には、そんなにけが等はなかった、トラック側もなかったということであれなんですけれども、トラックの下に潜り込めば、なかなか厳しい状況に陥るので、その辺りは考慮をいただければと思います。よろしくお願いします。

○南部隼平委員長 ほかにございませんか。——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第15号から第19号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南部隼平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南部隼平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○南部隼平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が2件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○福田河川課長 河川課でございます。

右上に報告事項1と記載のカラー刷りの資料をお願いします。

緑の流域治水の推進と球磨川流域の創造的復興についてです。

本件につきましては、昨日の総務常任委員会でも同様に御報告させていただいております。

まず、1の緑の流域治水の主な取組についてです。

（1）球磨川流域治水協議会について、第12回となります協議会を6月4日に開催しました。国、県、流域市町村から、球磨川水系流域治水プロジェクトの取組状況を報告し、協議を行いました。

次に、（2）です。

くまもと防災復興ウィークについてです。

6月29日から7月5日までをくまもと防災復興ウィークと設定し、7月2日には、19回

目となります令和2年7月豪雨復旧・復興本部会議を開催いたします。

また、期間中、パネル展の開催や、様々な媒体を活用し、豪雨からの創造的復興の進捗や緑の流域治水の取組等を発信していく予定です。

一番下の(3)になります。

球磨川水系県管理河川についてです。

五木村竹の川地区の梶原川では、宅地かさ上げ及び道路改良工事の着工式を、金子国交大臣御出席の下、5月31日に開催しました。

また、宮園地区の川辺川では、出水期後から河川工事に着手する予定です。

そのほか、河川改修、宅地かさ上げ、遊水機能を有する土地の確保、保全など、11河川で事業を推進中です。

続きまして、資料の右下になりますけれども、(4)球磨郡町村新規採用職員研修についてです。

町村の職員研修の中で、県から緑の流域治水の取組について説明しました。

続きまして、右上になります。

五木村、相良村の振興についてです。

まず、五木村では、五木村の振興を確認する場を開催し、村、県、国の3者で“ひかり輝く”新たな五木村振興計画の令和7年度の進捗及び令和8年度の計画について確認しました。その後、村内5地区で行政座談会が開催されております。

また、保育園から林業大学校までの相互連携による五木村活性化及び人財育成に向けた教育包括連携協定も締結されています。

続きまして、相良村です。

知事が4月23日に訪問し、村及び村議会に対して、県の令和8年度における相良村振興策の取組について説明いたしました。

引き続き、目に見える形でスピード感を持って取り組んでまいります。

河川課からは以上です。

○平山港湾課長 港湾課でございます。

報告事項2をお願いいたします。

水俣湾環境対策基本方針に基づき、毎年度、水俣湾の環境調査及び水俣湾埋立地の点検、調査を実施しており、翌年度、その結果を建設常任委員会等で報告しております。

1、水俣湾の水質等の水銀調査結果でございます。

調査項目等は、(2)のとおり、令和7年度も、水質、底質、地下水及び魚介類について、水銀含有量等の調査を実施しました。なお、3ページに調査箇所の位置図を添付しております。

調査結果は、(3)のとおり、ア、水質及び地下水とも総水銀は検出されておられません。イ、底質については、水銀を含む底質の暫定除去基準を下回っております。ウ、魚介類については、魚介類の水銀の暫定的規制値を下回っております。

(4)今後の対応ですが、今年度も、引き続き調査を継続する予定です。

2ページをお願いします。

2、水俣湾埋立地の点検・調査結果でございます。

点検、調査項目等は、(2)のとおり、水質調査、地盤調査、構造物変状調査について実施しました。なお、調査箇所は、3ページに示しております。

点検・調査結果は、(3)のとおり、ア、埋立地護岸前面海域及び埋立地内地下水の水質について、総水銀は検出されておられません。イ、地盤調査では、異常な沈下及び陥没は見られませんでした。ウ、構造物変状調査では、構造に影響を及ぼすような変状等は見られませんでした。

また、5年に1回行っている鋼材の肉厚測定、陽極調査についても、異常は見られませんでした。

3ページ上段、(4)今後の対応ですが、今年度は、毎年行っている一般定期点検を予定

しております。

(5)その他ですが、ア、今年の3月に、水俣市で震度4の地震を2回観測しましたので、それぞれ直後に臨時点検を実施し、埋立地内の構造物の変状や埋立地盤の液状化の発生などがないことを確認しております。

イ、昨年1月に貨物船による岸壁損傷事故が発生しましたので、直後に臨時点検を実施し、岸壁本体に問題がないことを確認し、今回の構造物変状調査においても問題がないことを確認しております。

報告は以上でございます。

○南部隼平委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○南部隼平委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

最後に、その他で委員から何かございせんか。——なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回建設常任委員会を閉会します。

午前10時47分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長